

基地監視システム点検整備及び修理の契約希望者募集要項

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 西 川 康 彦

記

1 調達予定品目等

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度における基地監視システム点検整備及び修理

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 平成 28・29・30 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する者
- (6) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (7) 別紙「調達予定内容等」の点検整備及び修理に必要な設備又は同等の設備を有すること。
- (8) 当該機器の点検整備及び修理に関し、必要な次の態勢・能力を有すること又は履行時までには有することができること。
 - ア 調達しようとする役務の提供能力を有する者。
 - イ 役務の提供に当たり、必要な技術及び修理設備又は公的資格を有する者。
 - ウ 履行後の不具合及び改修に関する対応が迅速、かつ、継続的に可能な者。

エ 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、当該許可若しくは認可を契約履行時に受けている者。

オ 役務履行に当たり対象機器の指定がある場合には、必要に応じ、該当品目及び接続機器が要求する規格及び品質により履行が可能であること。

カ 秘密を取扱う場合は、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者。

(9) 下請企業に一部業務委託を行う場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第8号の項目を満たすことを証明できること。

(10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去5年間の当該機器及び同等又は類似機器の修理実績一覧表（実績が無い場合は省略可）

イ 第2項に規定する設備、体制及び能力を証明する書類

ウ 該当する機器の点検整備及び修理に必要な法的許可又は認可を証明する書類

エ 下請企業に一部業務委託を行う場合は、下請（予定）企業一覧表及び本項イ及びウに規定する書類

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

28. 3. 1（火）～28. 3. 22（火）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理体制調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対

して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

舞鶴地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書（舞監公示第28－3号）

標記について、下記のとおり応募します。

記

調達予定品目	点検	整備	修理
基地監視システム	○	○	○

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
- 3 技術審査資料

調 達 予 定 内 容 等

1 対象機器構成品

品 名		基準項目			製造会社（主要のみ記載）
		点 検	整 備	修 理	
集中監視制御部		○	○	○	製作・設置：三波工業㈱ —構成— 表示器・制御器：ディサイン 監視制御用 P C ・映像記録装置：三波工業 ㈱、D E L L 無停電電源装置：ユタカ電気製作所
監視カメラシステム		○	○	○	設置：三波工業㈱ —構成— 固定監視カメラ：サムスン、3 D 旋回監視カメラ：パナソニック 旋回長距離監視カメラ：F L I R
侵入検知システム		○	○	○	設置：三波工業㈱ —構成— 動体検知装置：DVTel/ioimage 振動式検知器：日立金属㈱ 赤外線センサー：竹中エンジニアリング㈱ 電波式検知器：竹中エンジニアリング㈱
位置把握特定装置		○	○	○	製作：三波工業㈱ —構成— 装置：日立造船㈱
伝 送 部	器材用キャビ ネット	○	○	○	設置：三波工業㈱ —構成— キャビネット組込器材：三波工業㈱ M O X A
	配管配線	○	○	○	設置：三波工業㈱

2 基準項目の内容

(1) 点 検

目視又は簡単な工具、計測器をもって装備品等の各部の機能又は作動を確認し、調整不良、故障、欠陥等を発見する作業

(2) 整 備

点検により発見した調整不良の是正及び今後継続して使用するために必要な措置作業

(3) 修 理

点検及び運用時に発見又は発生した故障、欠陥個所等の修理復旧作業（ただし、別途費用がかかる場合、官側と調整することとする。）